

番 号	13 請願第 3 号 (即 決)
受理年月日	平成 1 3 年 3 月 1 9 日
件 名	「容器包装リサイクル法の見直しを求める意見書」の提出に関する ことについて
提 出 者	三鷹市消費者団体連絡会 代表 菊島 京子
紹介議員	高井 章博、徳永 弘行、大城 美幸、伊沢 桂子
要 旨	
〔請願要旨〕	
下記の事項を含む意見書を国へ上げてください。	
1 回収保管を含むリサイクル費用は原則として事業者（容器包装及び中身メーカー・販売業者）が負担すること。	
2 容器包装物を分別しやすくするために、素材について表示すること。	
3 メーカーは生産量のすべてを再商品化義務量とし、自治体の回収した容器包装材を責任を持って引き取ること。	
〔理由〕	
一般廃棄物の 6 割を占める容器包装の減量と再商品化を図るため、平成 9 年 4 月容器包装リサイクル法が施行され、ビンとペットボトルが再商品化の対象品目になりました。さらに平成 12 年 4 月からは、紙製品及びプラスチック製容器包装材が対象品目に加わりました。	
容器包装リサイクル法は制定されましたが事業者（容器包装及び中身メーカー・販売業者）のリサイクルコストの負担が軽いこともあって、この法律の本来の目的である発生抑制には結びついていないのが現状です。一方、地方公共団体はリサイクルコストの約 7 割を占める分別収集・保管の義務が課せられています。真剣に取り組むほど自治体は増大する費用負担に苦しむこととなります。そしてまた市民もその処理費用を税金という形で負担させられる仕組みになっているのです。	
またメーカー等はリサイクルできると事前に申告した量しか引き取らなくてもよいので、自治体がせつかく集めたペットボトルの引き取りを拒否する事態も起こっています。	

法律によって生産者が実質的に責任をとる仕組みをつくらない限り、このままでは大量消費に代わる「大量リサイクル」に際限なく地方自治体の税金を使いつづけることとなります。

以上のことから、容器包装リサイクル法見直しに向けて上記項目について、国に意見書を上げていただきますようお願いいたします。